

## 霜月自治会自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、霜月自治会（ちはら台東7・8丁目）自主防災会（以下「本会」という）と称する。

(事務所の所在)

第2条 本会の事務所は、ちはら台地区自治会館内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地域市民の隣保共同の精神に基づく、自主的な活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

(1) 平常の事業

- ア 防災知識の普及に関する事。
- イ 火気使用設備器具点検に関する事。
- ウ 防災に必要な物資及び、資機材の備蓄に関する事。
- エ 防災訓練の実施に関する事。
- オ その他災害の予防に関する事。

(2) 災害時の応急活動

- ア 情報収集及び伝達に関する事。
- イ 出火防止及び初期消火に関する事。
- ウ 非難に関する事。
- エ 被災者の救護、救出、その他保護に関する事。
- オ 町内の警備、安全に関する事。
- カ 給水及び給食に関する事。
- キ 防疫、衛生に関する事。
- ク 情報等の本部への報告及び、市の防災対策への協力に関する事。
- ケ その他本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(会 員)

第5条 会員は、霜月自治会にある所帯をもって構成する。

(役 員)

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 2名
- (4) 会計 1名
- (5) 班長 8名
- (6) 監査 1名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長・理事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 会計は、会の経理の運営及び、会の所有する資機材の管理にあたる。

4 班長は、班長会の構成員となり、会務の運営にあたる。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び班長会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を理事会に任意することができる。

(班長会)

第10条 班長会は、会長、副会長、理事、会計及び班長によって構成する。

2 班長会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他班長が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第 11 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るために、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における、防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) その他必要な事項。

(会 費)

第 12 条 本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経 費)

第 13 条 本会の運営に要する費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日の始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要な場合は臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(委 任)

第 16 条 この規約を定めるもののほか、必要な事項は班長会の決議を経て、会長が別に定める。

付 則

この規約は平成 16 年 4 月 15 日から施行する。